

## 令和6年2月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和6年2月2日（金）午後3時00分より、白杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が2月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長  
1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員 5番 亀井 伸一郎 委員  
6番 首藤 重雄 委員 8番 赤嶺 雅也 委員 9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員

### 欠席委員

7番 城野 幸司 委員 11番 中野 定重 委員

### 農業委員会事務局職員

### 農林振興課

阿南 哲也 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹 大津 賢治 主幹

### 付議議案

- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願いについて
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 利用状況調査に基づく非農地の認定について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

- 局長 それでは2月の定例総会を始めたいと思います。これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願いいたします。
- 議長 しばらく議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。
- 局長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は議席7番 城野 幸司委員、11番 中野 定重委員が欠席となっており、出席委員は10名となっております。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告致します。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

- 議長 それでは、議席番号3番 藤澤 奈美江委員と、議席番号4番 二村 啓二委員に議事録署名をお願いいたします。  
それでは議案に入ります。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
- 次長 議案書の1ページをご覧ください。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（貸借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。  
令和6年2月2日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 1,929 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

番号2、(田) 56 m<sup>2</sup> 外6筆 合計 4,603.61 m<sup>2</sup> について、売買により耕地を継承するものです。

番号3、(畑) 1,213 m<sup>2</sup> 外1筆 合計 1,723 m<sup>2</sup> について、耕地の拡張を図るため所有権を移転するものです。

以上3条申請3件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

1月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請3件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

竹尾 委員 私竹尾より、後藤委員、事務局、担当推進委員と1月24日に実施しました、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の田で、これまで水稻が栽培されています。許可後もこれまでどおり水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の田及び畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は5筆の田と2筆の畑で、田ではこれまで水稻が作付けされ、畑は菜園として利用されています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畑で、栗が植えられています。許可後もこれまでどおりの管理を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の【全部効率利用要件】、【農作業従事要件】、【地域との調和要件】のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 3 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いいたします。第 15 地区の兒玉推進委員さん、お願いします。

兒 玉 第 15 地区、推進委員の兒玉です。

推進委員 番号 1 の田については、贈与により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、水稻が栽培されています。これまで適切な管理がされており、今後も同様の管理を行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 1 地区、玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 2 の田及び畑については、売買により所有権を取得するものです。このうち、担当地区にある申請地について報告いたします。

申請地は 3 筆の田と 2 筆の畑で、田では水稻が作付けされており、畑は菜園や花壇として利用されています。これまで適切な管理がされており、今後も同様の管理を行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 続きまして、第 9 地区の佐藤推進委員さん。

佐藤清 第9地区、推進委員の佐藤です。  
推進委員 番号2の田及び畠については、売買により所有権を取得するものです。このうち、担当地区にある申請地について報告します。  
申請地は2筆の田で水稻が作付けされています。これまで適切な管理がされており、今後も同様の管理を行うとのことで、特に問題は無いと思われます。以上です。

議長 続きまして、第24地区の児玉推進委員さん。

児玉 第24地区 推進委員の児玉です。  
推進委員 番号3の畠については、売買により所有権を取得するものです。  
申請地は2筆の畠で、栗が植えられています。これまで適切な管理がされておりますので、今後も同様の管理を行うとのことで、特に問題は無いと思われます。以上です。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページをご覧ください。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があつたので提案する。

令和 6 年 2 月 2 日 白杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畑) 85 m<sup>2</sup> について、所有権を移転し、隣接する宅地と併せて自己の住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地（いわゆる市街地にある農地または市街化の傾向が著しい区域にある農地）となります。

番号 2、(田) 340 m<sup>2</sup> について、所有権を移転し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地（いわゆる農業公共投資の対象となつていない小集団の生産力の低い農地で市街地として発展する可能性のある農地）となります。

番号 3、(畑) 88 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 349 m<sup>2</sup> について、使用貸借権を設定し、自己の住宅を建築するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 4、(畑) 591 m<sup>2</sup> について、所有権を移転し、駐車場として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

以上、5 条申請 4 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6~7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 4 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後 藤 私後藤より、1月24日に実施しました議案第3号、農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併  
委 員 せて報告します。

番号1の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は1筆の畠で、これまで菜園や花壇として利用されています。なお、申請地に隣接する1筆の宅地も利用する計画になっています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつてお  
り、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は地区の集会所の隣にある1筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつてお  
り、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は地区の集会所の向いにある1筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつてお  
り、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4の畠については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地はお寺と保育園の向いにある1筆の畠で、草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろつており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 次に担当推進委員さんより報告をお願いします。第1地区の玉田推進委員さん、お願いします。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。  
推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。  
申請地は1筆の畠で、これまで菜園や花壇として利用されています。なお、申請地に隣接する1筆の宅地も利用する計画になっています。  
申請地の周辺は住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 続きまして、第10地区、吉田推進委員さん。

吉田 第10地区、推進委員の吉田です。  
推進委員 番号3の畠については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。  
申請地は地区の集会所の向いにある1筆の畠で、草刈り等により管理されています。また、集落の周辺部にあたり、隣は譲り渡し人の自宅になっています。特に周辺の農業に影響はないと思われます。以上です。

議長 続きまして、第8地区の佐藤推進委員さん、お願いします。

佐藤政 第8地区、推進委員の佐藤です。  
推進委員 番号4の畠については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。  
申請地はお寺と保育園の向いにある1筆の畠で、草刈り等により管理されています。周囲はお寺や保育園・住宅地になっており、特に周囲の農業に影響はないと思われます。以上です。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第4号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次長 8ページをお開きください。

議案第4号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和6年2月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畠) 150 m<sup>2</sup> の土地については、昭和27年頃より水道組合の上水道の水槽として利用している土地になります。チェックリストについては、④の非農地化から20年以上を経過した土地となります。

申請地は次の10ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤嶺 はい。今後のために教えてください。

委員 2号議案の番号3と、今回の案件は同一の土地の上にあるようなのですが、関連性を教えていただけますか。

議長 事務局、お願いします。

首 藤 3条申請の対象となっている土地は2筆なのですが、非農地証明で提案した土地を取り囲むように2筆ありますて、この2筆は農地として売買したいということでした。非農地証明願いとして出てきた土地については、現況としてはコンクリートの凹凸がありまして、地区の飲料水を供給する水槽が出ております。所有者は市外の方なので、市外に住んでいて管理もできないので、周りの2筆については地元の農業者さんに渡したいということで、今回の土地については、農地でなくして、地目としては雑種地になろうかと思いますが、地区に寄贈したいという希望を持っています。

赤 嶺 はい。ありがとうございました。

委 員

議 長 他にご質問ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第4号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第4号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 11ページとなります。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のと

おりあつたので提案する。

令和6年2月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用集積計画（第1号）「令和6年2月2日公告予定」になります。1ページをご覧ください。

この農用地利用集積表は令和6年1月末までに申し出がありました、白杵市全体の集積表であります。なお、白杵市における利用権設定の設定年数については3年、5年、10年を基本として受付を行っています。

区分①の「利用権の設定」については、3年、5年、10年の新規及び再設定の「田」・「畑」それぞれの面積と筆数があり、設定年数ごとの合計面積及び筆数、利用権を設定する貸し手、利用権の設定を受ける借り手の人数（戸数）、利用権の種別（有償の賃貸借か無償の使用貸借）ごとの面積を記載しています。

2ページをご覧ください。ここには1ページの合計表に係る白杵地域・野津地域それぞれの集計を掲載しています。

3ページの「各筆明細」をご覧ください。3ページには白杵地域の5年、10年の新規の利用権設定を掲載しています。

上段の5年新規についてですが、一行目の（田） $635\text{ m}^2$ については、賃借権にて利用権を設定するという内容を記載しています。賃借人については、今回の貸借を含めない現在の経営面積が記載され、賃貸人については貸借に至った事由が「事由説明」欄に記載されています。

また、利用権設定に係る「始期」と「終期」も記載されており、利用権設定の場合、「終期」を迎えた段階で貸借については自動更新されなく、その後に手続きを行わない限り、貸借は終了します。なお、貸借の「始期」については、通常「公告日」となりますが、再設定の場合は前回の「終期」によって数日のズレが生じることもあります。「賃借人」が「大分県農業農村振興公社」で中間管理事業による場合は、手続きの関係もあり「始期」より2~3か月早めに公告することとしています。

以下、4ページには白杵地域の3年、5年の再設定、5ページには白杵地域の10年の再設定、6ページには野津地域の3年、5年の新規を、7ページには野津地域の10年の新規、8ページには野津地域の3年、5年の再設定、9ページには野津地域の10年の再設定の利用権設定について掲載していますのでご覧ください。

それでは1ページの戻っていただいて、中段やや下の①「利用権の設定」の合計欄をご覧ください。

田については、 $42,805\text{ m}^2$  44筆、畑については、 $53,540\text{ m}^2$  30筆、合計面積は $96,345\text{ m}^2$  74筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が39名に対して、借り手は22名となります。各筆明細につきましては、先ほど説明しました3~9ページ

に掲載していますのでご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和6年2月2日公告予定の農用地利用集積計画（第1号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤委員 はい。利用権で3年、5年、10年とありますが、これは何か規定があるのですか。どうして3年なのか、5年、10年なのか…

議長 年数について、事務局お願いします。

次長 法的には3年、5年、10年という縛りはございません。過去の経緯から3年、5年、10年という年数が続いておりまして、その流れで今のところきています。申し入れによって、例えば短期間ですが、「1年」でも受け付けをして公告をした実績もございます。

議長 後藤委員、よろしいでしょうか。

後藤委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第5号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第5号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第6号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について事務局より説明をお願いいたします。

次長 議案第6号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、利用状況調査（耕作放棄地調査）に基づき、農地法第2条1項に規定する「農地」に該当しない旨の認定をしたいので提案する。

令和6年2月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の令和5年度 農地・非農地の判断対象地リスト（地区別集計表）で説明いたします。

このリストは令和5年6月から8月にかけて、前期の最適化推進委員及び農業委員が農地の利用状況調査を行い、現地が耕作されておらず、山林・原野化され非農地化に至ったと判断された農地のリストになります。

農地の地番及び図面については、膨大な量になるため議案には添付していませんが、このリスト（地区別集計表）にて説明いたします。

表については、それぞれ大字ごとに令和5年中に新たに「非農地」と判断された農地の面積を記載しています。合計欄をご覧ください。

白杵地域について、田については、12筆 1,853.93 m<sup>2</sup>、畠については、73筆 11,160.92 m<sup>2</sup>、合計で85筆 13,014.85 m<sup>2</sup>。

野津地域について、田については、13筆 2,460 m<sup>2</sup>、畠については、33筆 9,235 m<sup>2</sup>、合計で46筆 11,695 m<sup>2</sup>。

両地域の合計について、田については、25筆 4,313.93 m<sup>2</sup>、畠については、106筆 20,395.92 m<sup>2</sup>、合計で131筆 24,709.85 m<sup>2</sup>となります。

以上、農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

野 上 令和5年度となっているので、昨年の夏に調査したものでしょうか。

委 員

議 長 事務局、お願いします。

首 藤 はい。おっしゃる通り、昨年の6月から8月にかけて利用状況調査を行ったものであります。具体的に言いますと、その中でB分類（荒廃し  
主 幹 ており、今後、耕作が見込めない農地）として報告が挙がってきたものを取りまとめて、議案として提案させていただいております。

議 長 野上委員、よろしいでしょうか。

野 上 はい。

委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第6号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は  
挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第6号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定については、原案どおり承認することに決定しました。次に議案第7号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 議案書の13ページをご覧ください。

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和6年2月2日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大津 みなさん、こんにちは。農林振興課で農地中間管理事業の担当をしております、大津と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。  
主幹 別冊の議案第7号 農用地利用集積等促進計画案に沿って説明をさせていただきます。説明にあたってなのですが、農地中間管理事業というものがございまして、これは大分県農業農村振興公社の農地中間管理機構になりますが、公社が農地を所有者から借り入れて、その農地を耕作者の方へ貸し付けるという流れになっております。これが県の認可によって、中間管理事業の利用権の設定というものが成されるのですが、その手続きの中で、「農用地利用促進計画」を作成し、それを農業委員会から意見を調書するということになっておりますので、総会にて提案をさせていただくものとなっております。

それでは1~2ページまで説明させていただきます。

畑3筆、合計9,187m<sup>2</sup>を貸し付けするものです。農用地の所在は3ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に4~5ページを説明します。

畑5筆、合計7,057m<sup>2</sup>を貸し付けするものです。農用地の所在は6ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に 7 ページを説明します。

畠 1 筆、4,693 m<sup>2</sup> を貸し付けするものです。農用地の所在は 8 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

次に 9 ページを説明します。

田 2 筆、合計 1,549 m<sup>2</sup> を貸し付けるものです。農用地の所在は 10 ページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上、農用地利用集積等促進計画案について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

赤 嶺 はい。7 ページですが、代表者は変わっていませんか。

委 員

大 津 申し訳ありません。間違えております。記載している方は前の方でした。

主 幹

議 長 休憩いたします。

- 休憩 -

議 長 再開いたします。

- 再 開 -

大 津 現在の代表取締役は、Aさんとなります。

主 幹

議 長 これは管理機構に届出はしているんですよね。

大 津 はい。この書類だけが間違っておりました。

主 幹

議 長 以後、完全にチェックをしてください。

大 津 はい。

主 幹

議 長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第7号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。

以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。